

平成30年2月2日  
輸出入者セミナー資料



# 原産地規則の ケーススタディについて

～中級者向け～



東京税関 業務部  
首席原産地調査官部門

# 本日の説明事項

## 1.原産地規則の概要(復習)

## 2.ケーススタディ

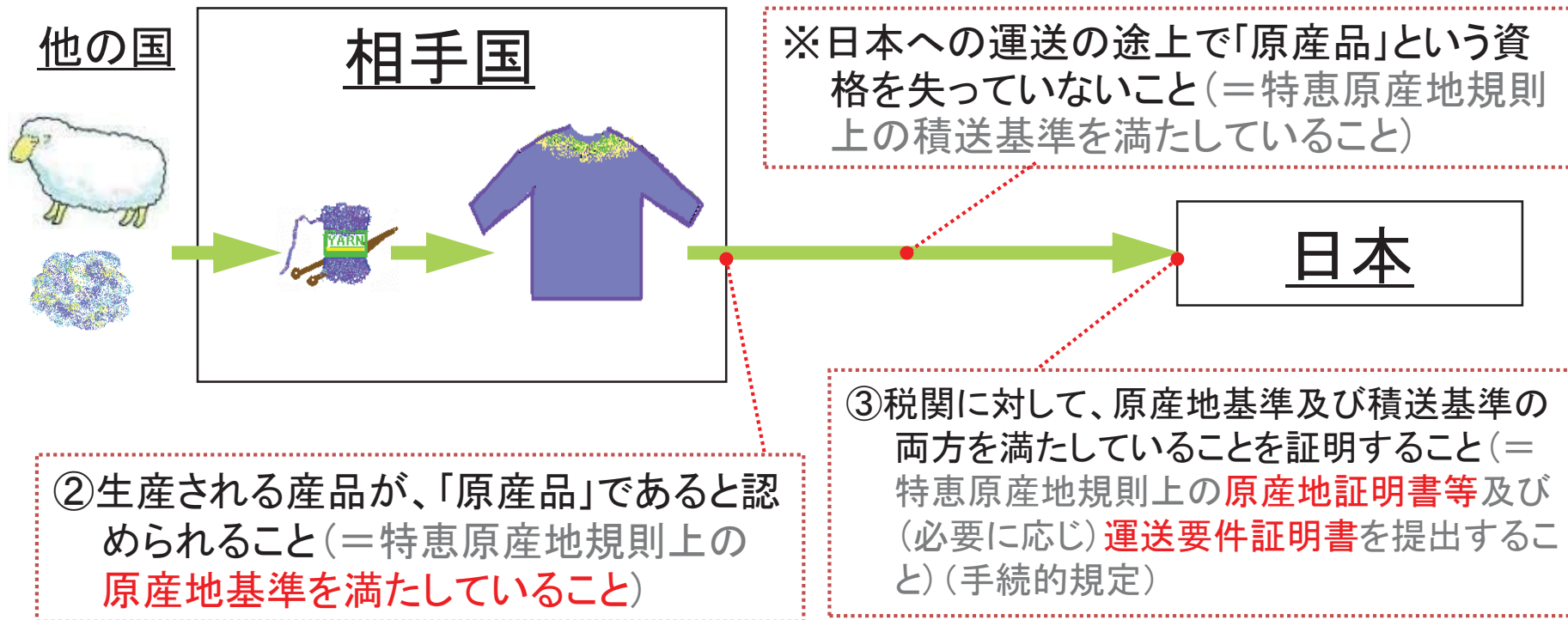
- 魚加工品
- えびの調製品
- ネックレス
- ペイント用顔料
- スーツ

## 3.その他

# 1. 原産地規則の概要(復習)

# 特惠税率適用のための条件

- ①輸入される製品に関して、**特惠税率が設定**されていること  
(EPA:協定の譲許表、一般特惠:暫定措置法別表)



特惠税率適用のためには上記全ての条件を満たす必要がある

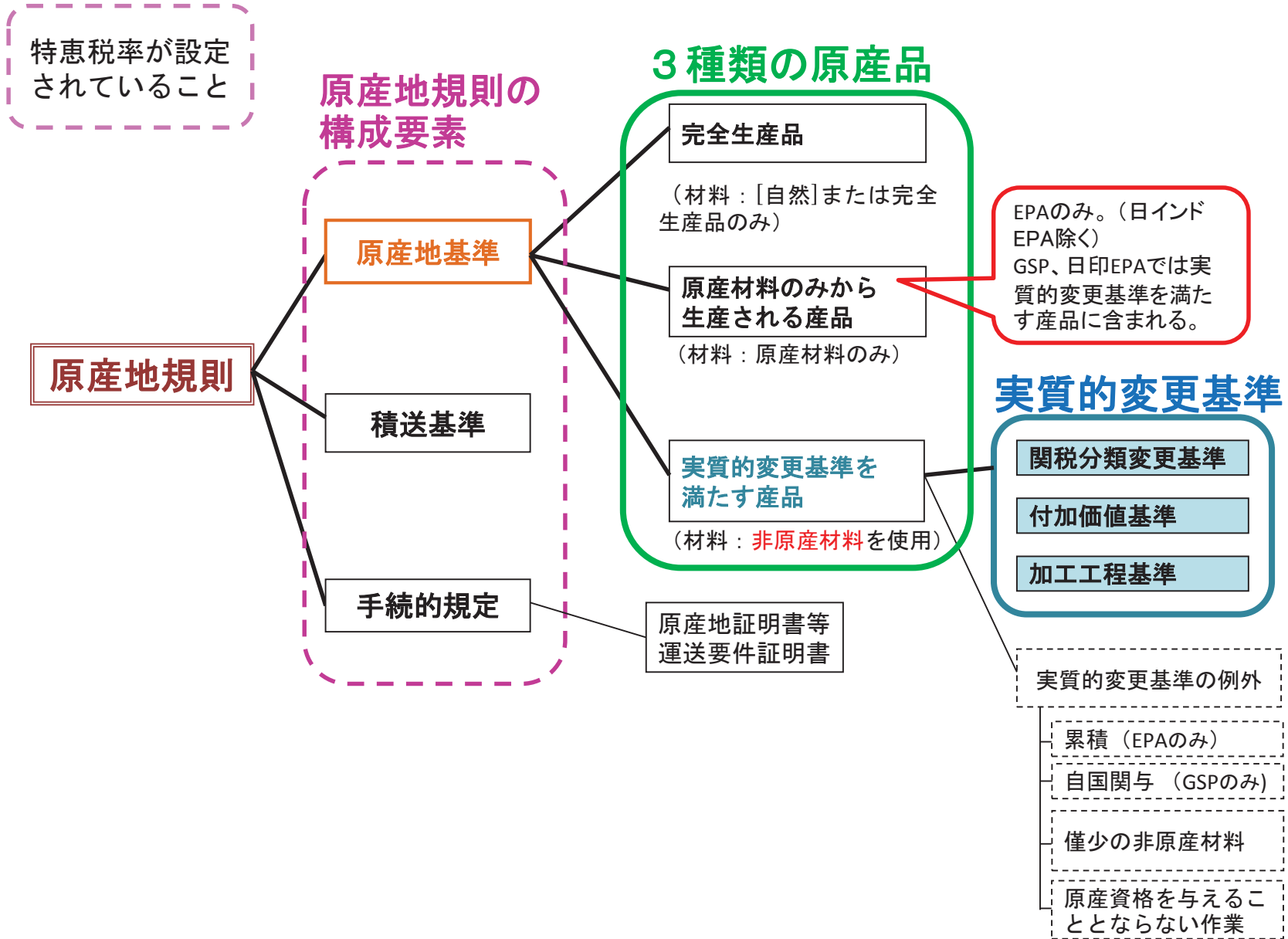
参考

# 特惠適用対象国



◎EPAとGSPの両方に税率の設定がある場合  
原則: **EPA税率が優先**されGSP税率は適用不可  
例外: **GSP税率の方が**EPA税率より**低い**場合(両方適用可能)  
**LDCの場合(税率に関係なく両方適用可能)**  
(関税暫定措置法施行令第25条第2項第6号、第7号)

# 原産地規則の構成(概略)



# 3種類の原産品

## 1.完全生産品

その「生産」に1カ国のみが関与する(=「生産」が1カ国で完結している) 産品

タイプ1: 農水産品、鉱業品の一次産品

タイプ2: くず、廃棄物やそれらから回収される物品

タイプ3: 完全生産品のみから生産される物品

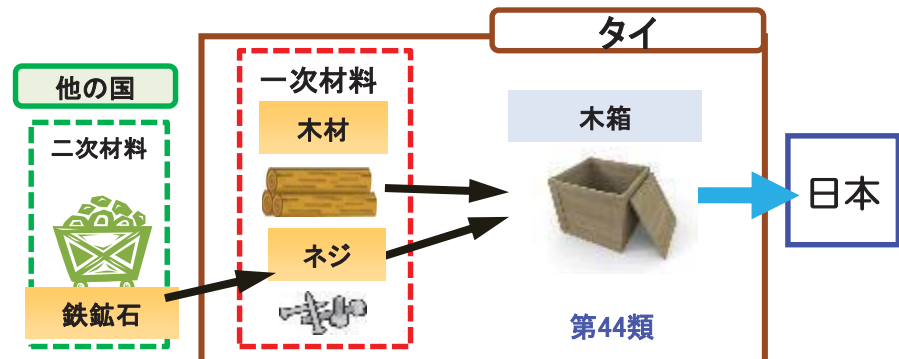
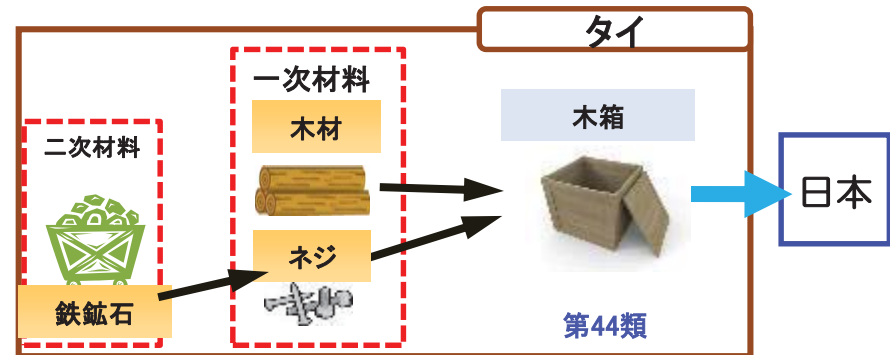
## 2.原産材料のみから生産される産品

生産に使用された材料はすべて原産材料であるため、外見上は1カ国\*で生産・製造が完結しているように見えるが、実際には他の国の材料(非原産材料)を使用しているもの

(\*日アセアンEPAの場合は、1又は2以上の締約国)

## 3.実質的変更基準を満たす産品

使用された**非原産材料**に加工等を加え、「**実質的変更**」(=**大きな変化**)をもたらしたことにより原産品となるもの



(参考) 2.の概念はEPA(日インドEPA除く)のみであり、GSP及び日インドEPAでは3.の範疇に含まれる。

# 実質的変更基準の種類

「大きな変化」＝「実質的変更」を判断するための基準は、3つ存在する。

- 関税分類変更基準 (大きな変化＝分類の変更がおこっている)
- 付加価値基準 (大きな変化＝十分な価値が付加)
- 加工工程基準 (大きな変化＝変化をもたらす加工の指定)

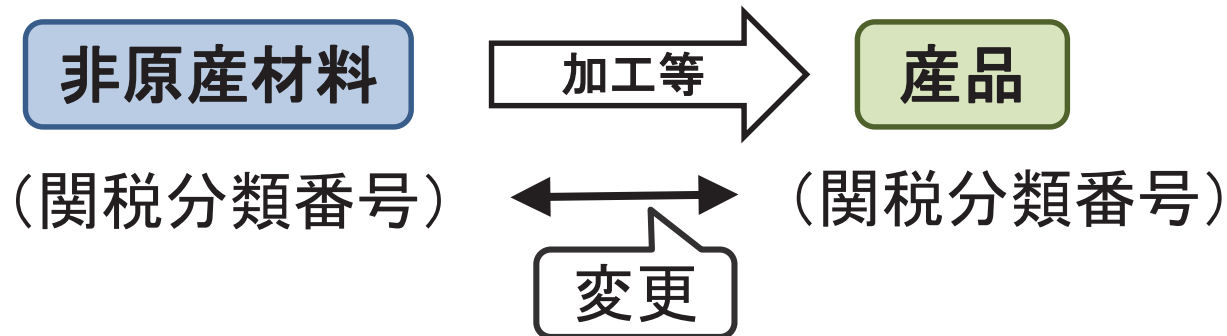


いずれの基準を適用するかは各EPAの品目別規則に規定

HS番号ごとに基準が定められている



# 関税分類変更基準



- すべての非原産材料と産品の関税分類番号に特定の変化があれば、実質的変更があったと考える。
- HS2桁、HS4桁及びHS6桁の変更がある。

HS2桁の変更: ○○の産品への他の類の材料からの変更

CC (Change of Chapter)

HS4桁の変更: ○○の産品への他の項の材料からの変更

CTH (Change of Tariff Heading)

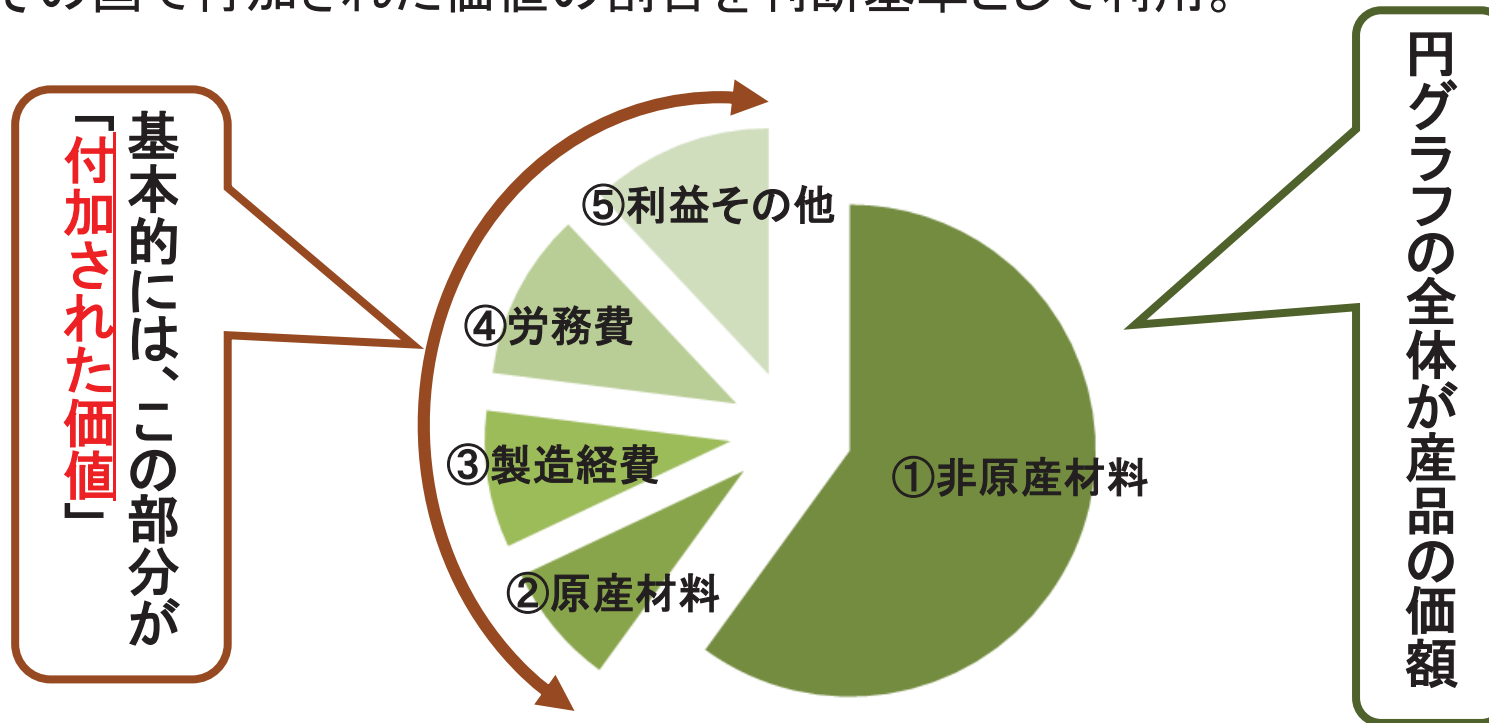
HS6桁の変更: ○○の産品への他の号の材料からの変更

CTSH (Change of Tariff Subheading)

例: 1602.32のHSレベル  
HS2桁 = 16類  
HS4桁 = 16.02項  
HS6桁 = 1602.32号

# 付加価値基準

- その国の生産において十分なコスト等が投入され、付加された価値の割合(原産資格割合)が基準以上であれば、実質的変更があったと考える基準。
- その国で付加された価値の割合を判断基準として利用。



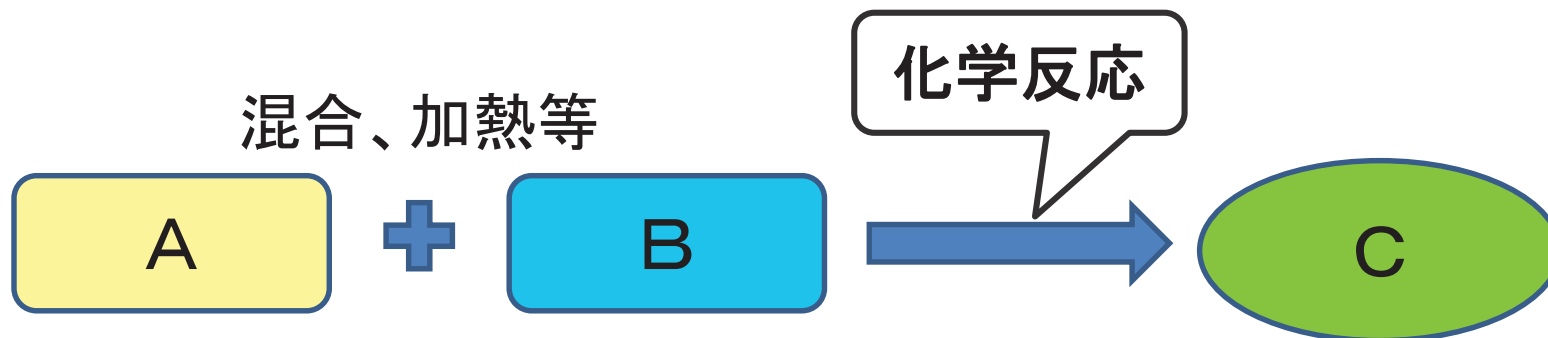
「付加された価値」と製品の価額とを比較して原産資格割合を算出する。

# 加工工程基準

- 非原産材料にある特定の加工・作業が行われた場合、実質的変更があったと考える。
- 特定の加工・作業の有無で原産品か否かを判断する。

例) 日タイ協定 第2916.12号品目別規則:

…使用される非原産材料について…**化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること。**…



# 実質的変更基準の例外

原産地証明書にACUの記載必要

## ー 累積(ACU:Accumulation)【EPA】

他方の締約国(日本)の原産品を自国の原産材料とみなすことができる。

アセアン協定では「締約国」  
(未発効のインドネシアを除く)

ANNEXの添付が必要

## ー 自国関与基準【GSP】

日本から輸出された材料について、特惠受益国等の原産材料とみなすことができる。

一部除外品目あり。(例:履物(64.03,64.04及び64.05の一部)等(暫定法施行令別表第2))

原産地証明書にDMIの記載必要(EPAの場合のみ)

## ー 僅少の非原産材料(DMI:De Minimis)【EPA, GSP】

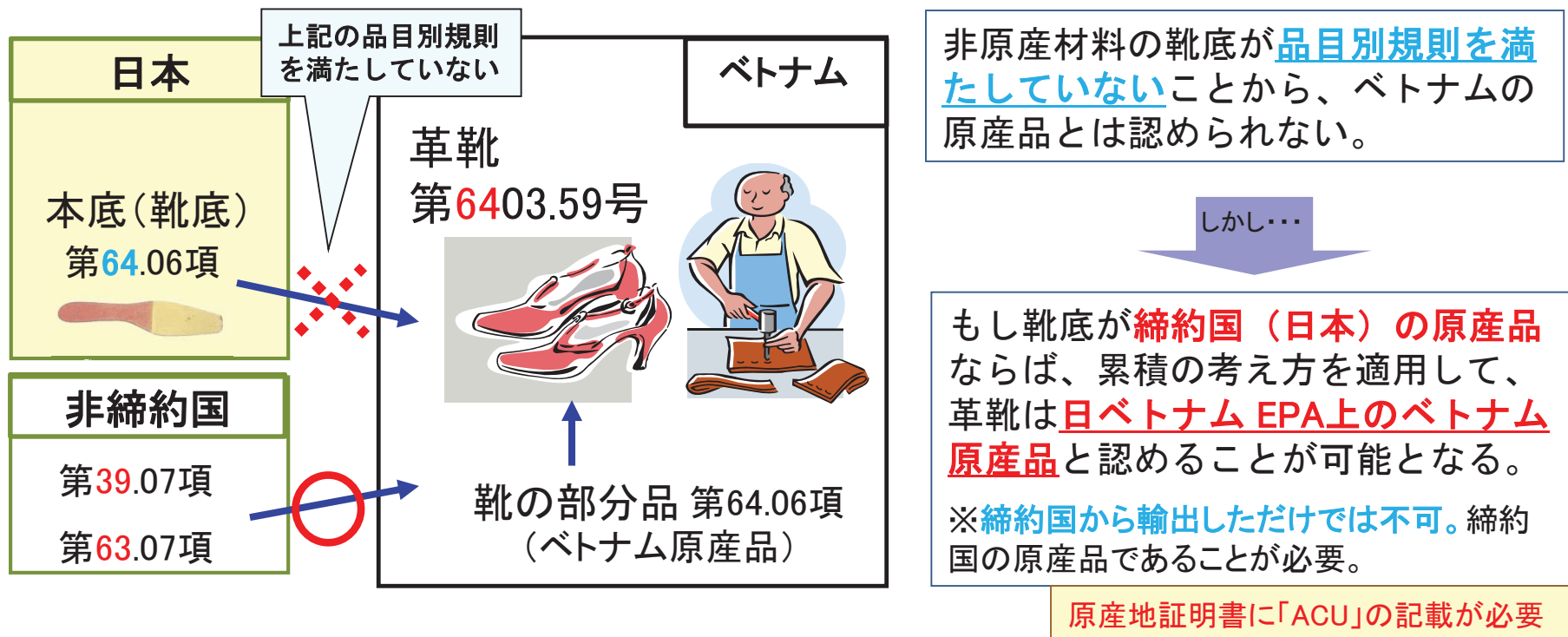
関税分類変更基準(日インド協定等は加工工程基準にも適用)を満たさない非原産材料があっても、それがごく僅かなら無視できる。

各EPAにより、品目・割合は異なる。GSPでは50~63類のみ(産品重量の10%以下)。

# 累積と自国関与基準

◎締約国の原産品を自国の原産材料とみなすという考え方

日ベトナムEPA 第6403.59号(革靴) 品目別規則: **CC**(類変更: Change of Chapter)



## -自国関与基準-

G  
S  
P

◎日本から輸出された材料を自国の原産材料とみなす

- ・日本から輸出された材料であればよい(日本原産品でなくても可)
- ・ANNEX(現地で発給、添付される)が必要(ACUの記載不要)
- ・一部除外品目あり(革製の鞆類、革製の履物、フェルト製の帽体等) 関税暫定措置法施行令別表第2

# 僅少の非原産材料

◎関税分類変更基準を満たさない非原産材料があったとしても、それがごく僅かなものなら無視しようという考え方

日タイ協定 第2103.20号(トマトケチャップ)品目別規則:第2103.20号の産品への他の類の材料からの変更(第7類又は第20類の材料からの変更を除く。)

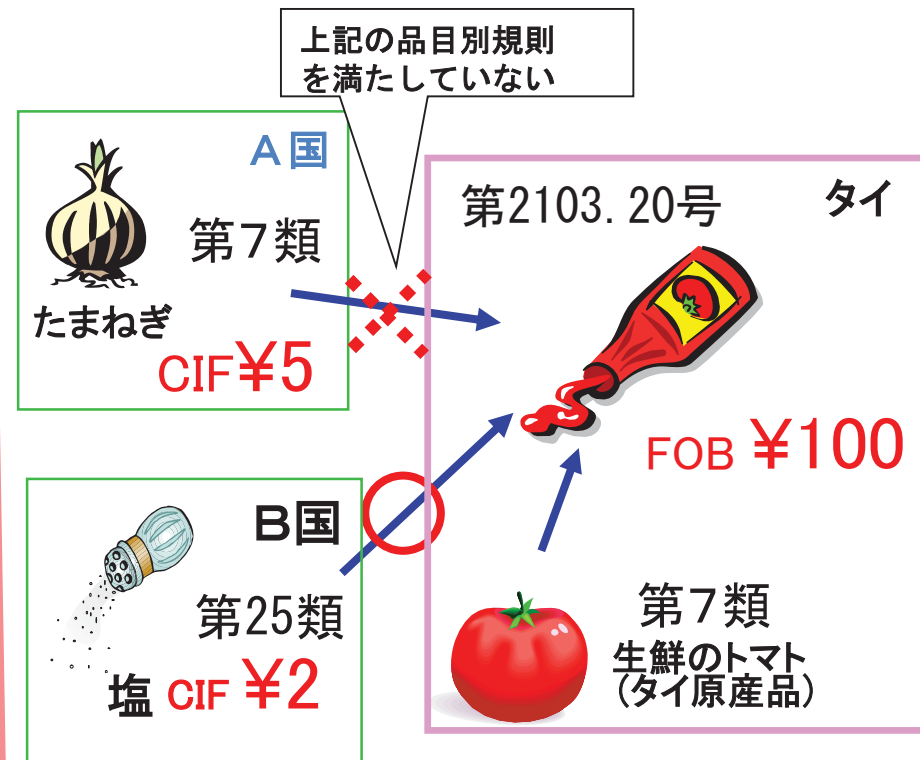
非原産材料のたまねぎ(第7類)が品目別規則を満たしていないことから、産品はタイの原産品と認められない。

日タイEPAの場合、7%以下なら僅少の非原産材料の規定が適用可能 ⇒

たまねぎの価額はトマトケチャップの価額の5%

産品は日タイEPA上のタイ原産品と認めることが可能となる。

- G ・対象品目は50-63類に分類されるもののみ
- S ・重量の10%以下であれば適用可能
- P ・DMIの記載は不要



原産地証明書に「DMI」の記載が必要

各協定により、品目・割合等は異なる

参考

主な僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

	第1類	第2類、 第3類	第4類- 第8類	第9類	第10類- 第14類	第15類	第16類	第17類	第18類	第19類	第20類	第21類	第22類	第23類	第24類	
日シンガポール	×									製品のFOB価額の7%以下		×				
日メキシコ	製品の取引価額の10%以下(※1)	×	製品の取引価額の10%以下(※1)			×	製品の取引価額の10%以下(※1)									
日マレーシア 日インドネシア 日ブルネイ 日フィリピン	×															
日チリ	×						製品のFOB価額の7%以下	2008.92: 製品のFOB価額の10%以下 2008.92以外: 製品のFOB価額の7%以下	製品のFOB価額の7%以下	×						
日タイ	×											製品のFOB価額の7%以下				
日アセアン包括	×			製品のFOB価額の10%以下	×	1803.10, 1803.20, 1805.00: 製品のFOB価額の10%以下 その他: ×	製品のFOB価額の10%以下		2103.90: 製品のFOB価額の7%以下 その他: ×	製品のFOB価額の10%以下		×				
日スイス	製品の工場渡し価額の7%以下															
日ベトナム	×	0901.21, 0901.22: 製品のFOB価額の10%以下 その他: ×		×	製品のFOB価額の10%以下	×	1803.10, 1803.20, 1805.00: 製品のFOB価額の10%以下 その他: ×	製品のFOB価額の10%以下		2103.90: 製品のFOB価額の7%以下 その他: ×	製品のFOB価額の10%以下		×			
日インド	×				製品のFOB価額の7%以下	1604.20, 1605.20, 1605.90: × その他: 製品のFOB価額の7%以下	製品のFOB価額の7%以下			2101.11, 2101.20, 2106.10, 2106.90: × その他: 製品のFOB価額の7%以下	2207.10, 2207.20: × その他: 製品のFOB価額の7%以下	製品のFOB価額の7%以下				
日ペルー	製品のFOB価額の10%以下(※2)	×	製品のFOB価額の10%以下(※2)			×	製品のFOB価額の10%以下(※2)									
日オーストラリア	製品のFOB価額の10%以下(※3)															
日モンゴル	製品のFOB価額の10%以下(※4)															

※1: 製品の生産に使用する非原産材料が協定第25条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。  
 ※2: 製品の生産に使用する非原産材料が協定第44条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。  
 ※3: 製品の生産に使用する非原産材料が協定第3・4条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。  
 ※4: 製品の生産に使用する非原産材料が協定第3・6条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。

参考

主な僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

	第25類	第26類- 第27類	第28類	第29類	第30類- 第34類	第35類	第36類- 第37類	第38類	第39類- 第45類	第46類	第47類- 第49類	第50類	第51類	第52類	第53類	第54類- 第63類	第64類-第97類	
日シンガポール	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下				製品のFOB価額の10%以下		
日メキシコ	製品の取引価額の10%以下 (※1)		製品の取引価額の10%以下									関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸の総重量が当該材料の総重量の7%以下である場合(※5)				製品の取引価額の10%以下		
日マレーシア 日インドネシア 日ブルネイ 日フィリピン	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下				製品のFOB価額の10%以下		
日チリ	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下				製品のFOB価額の10%以下		
日タイ	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下		
日アセアン包括	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下		
日スイス	製品の工場渡し価額の10%以下(※6)																製品の重量の7%以下	製品の工場渡し価額の10%以下
日ベトナム	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下		
日インド	2501.00：製品の FOB価額の7%以下	×	製品の FOB価額 の10%以 下	2906.11, 2918.14, 2918.15, 2940.00: 製品のFOB価額の7%以下	製品の FOB価額 の10%以 下	3505.10, 3505.20: 製品のFOB価額の 7%以下	製品の FOB価額 の10%以 下	3809.10, 3824.60: 製品のFOB価額の 7%以下	製品の FOB価額 の10%以 下	4601.29, 4601.94, 4602.19: ×	製品の FOB価額 の10%以 下	5001.00, 5003.00: ×	51.02, 51.03: ×	52.01— 52.03: ×	53.01, 53.02: ×	製品の 重量の 7%以下	製品のFOB価額の10%以下	
	その他:×			2905.44:×	3502.11, 3502.19: ×	その他:製品の FOB価額の10%以下	その他:製品の FOB価額の10%以下	その他:製品の FOB価額の10%以下	その他:製品の FOB価額の10%以下	その他:製品の FOB価額の10%以下	その他:製品の FOB価額の10%以下	その他:製品の FOB価額の10%以下	その他:製品の重量の7%以下					
日ベルー	製品のFOB価額の10%以下																製品の重量の10%以下	製品のFOB価額の10%以下
日オーストラリア	製品のFOB価額の10%以下																製品の重量の10%以下	製品のFOB価額の10%以下
日モンゴル	製品のFOB価額の10%以下																製品の重量の10%以下	製品のFOB価額の10%以下

※1：製品の生産に使用する非原産材料が協定第25条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。

※5：製品の関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸が所定の関税分類変更を満たしていないことを理由として当該製品が原産品と認められない場合に限り適用される。

※6：例外として、第32.04項及び第34.02項は、製品と同じ項に属する非原産材料については工場渡し価額の20%以下の場合と規定されている。